

林業信用保証事業交付金のうち  
新規保証者支援・求償権対策林業信用保証事業（拡充）

【平成21年度予算額 22,574(25,597)千円】

事業のポイント

林業者・木材産業事業者が融資機関から事業資金を借り入れる際に、（独）農林漁業信用基金がその債務を保証することにより円滑かつ有利な借入を可能とする林業信用保証制度に対する支援を行います。

- ・平成19年度保証実績 件数：1,776件 保証引受額：398億円
- ・保証料は年0.20%～1.80%と低率であり、さらに、制度資金に対する保証料は年0.10%～1.35%と一層低率です。

政策目標

（独）農林漁業信用基金の中期計画期間の決算を通じての林業信用保証勘定の損益の均衡

<内容>

1．優良な新規保証者を確保するための支援

国産材の安定供給、需要者ニーズに合った木材製品の生産等に対応するため、設備投資や事業拡大を計画する保証利用予定者に対する経営診断・アドバイスの実施を支援します。

【新規保証者支援対策 5,188(0)千円】

2．求償権の回収を促進するための支援

「総合経済対策」以降に取得した求償権の未回収分に関して、債権管理の強化や回収業務の計画的な実施を支援します。

【求償権回収促進対策 7,208(10,656)千円】

3．求償権の発生を防止するための支援

「総合経済対策」時に新規・増額保証した債務保証先等の経営改革を促し、求償権の発生を防止していくため、経営診断・指導の実施を支援します。

【求償権発生防止対策 10,178(14,941)千円】

<交付率>

定額

<事業実施主体>

独立行政法人農林漁業信用基金

<事業実施期間>

- 新規保証者支援対策 平成21年度～24年度（4年間）
- 求償権回収促進対策 平成19年度～21年度（3年間）
- 求償権発生防止対策 平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁企画課]